

○一色町成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成 15 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、判断能力が不十分な痴呆性高齢者や知的障害者の成年後見制度の利用を支援するため、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 32 条及び知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 27 条の 3 の規定に基づき町長が、後見、保佐又は補助の開始の審判の請求(以下「審判請求」という。)を行う場合の費用及び成年後見人等の報酬の全部又は一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 助成の対象者は、町内に居住する 65 歳以上の者(65 歳未満の者であって特に必要があると認められるものを含む。)又は知的障害者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 7 条、第 11 条又は第 14 条第 1 項に定める状態にある者
- (2) 四親等以内の親族がない者又は四親等以内の親族があっても審判請求を期待することが困難な者
- (3) 審判請求に係る申立費用等の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者

(助成金の額)

第 3 条 助成金の額は、次に掲げる費用及び報酬のうち町長が必要と認める額とする。

- (1) 審判請求に関して家庭裁判所が定める申立費用
- (2) 民法第 862 条、第 876 条の 3 第 2 項及び第 876 条の 8 第 2 項に規定する報酬

(助成の要否)

第 4 条 町長は、第 2 条の対象者と見込まれる者を把握したときは、速やかに当該高齢者又は知的障害者の生活実態及び心身の状況等を調査し、助成の要否の決定を行うものとする。

(助成金の返還)

第 5 条 町長は、助成金の交付を受けた者の財産に応じて、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。